

議会改革会議のまとめ

(第2期)

【再発足の経過】

高浜市議会は、平成17年12月19日に議員全員参加により、議員の役割、あり方を考え、今後の市議会の行方を検討するための議会改革会議を設置し、平成17年12月から平成19年1月までの間に15回の会議を開催し、多くの項目を検討するとともに、一致をみたものについては早期に実施しているところである。

しかし、平成19年9月25日開催の各派会議において、平成17年12月から開催した議会改革会議(以下「第1期議会改革会議」という)における検討内容・結果等については、冊子にまとめ公表しているが、まだ積み残しの部分があること、また、新たに会議に諮りたいというテーマが出てきたことにより、再度、議会改革会議を開催してはどうかとの意見が提案され、協議の結果新たな議会改革会議(第2期)を設置することが了承され、平成19年11月9日に第1回目の会議を開催するに至ったものである。

【趣 旨】

本議会改革会議は、第1期議会改革会議を引き継ぐということから、趣旨については同様な内容とし、次のとおりとするものである。

平成18年の地方分権改革推進法が制定され、現在新たな改革が進められており、基礎自治体である市は、市民の最も身近な地方公共団体として、さらにその自立性を高めていくことが期待され、本格的な地方分権時代を迎え自らの責任と判断でその任務を遂行し、市民の負託に答えていかなければならない。

このようなことから本市は、まちづくり協議会の全小学校区での設立など、既に数多くの優れた地方分権施策を展開しており、全国からも注目をされている自治体である。

このことから、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と執行機関の監視・牽制等を行う機能を担っている本市議会においても、予算・決算や条例案の審議はもとより、国や関係機関への意見書の提出、請願・陳情等の対応、議員の政策形成能力すなわち議員提案による条例制定等、議会活動及び議員活動は広範でかつ内容的に高度化し、専門化していくこととなるため、それに対応するべく一人ひとりの議員力の更なる向上が必要となっているものであり、議会活動の活性化を含めて、より市民に身近な議会であるためにはどう

あるべきか、現在の姿を見直し、分権社会における議会の役割が十分に発揮されるように自己改革の取り組みをするものである。

【構成員】

- ・ 議員全員(18人) (平成20年12月17日より17人)
- ・ 座長 森 英男議員(市政クラブ) (平成20年12月16日死去)
岡本邦彦議員(新政クラブ) (平成21年1月13日選任)
- ・ 副座長 岡本邦彦議員(平成クラブ) 井端清則議員(日本共産党)
寺田正人議員(市政クラブ) (平成21年1月13日選任)

【会議の運営方針】

- 全会派が一致するものは、極力早い機会に手続きを行う
- 会議は原則として、月1～2回とし、概ね1時間以内とする
- 早期に実施できるものは、議会運営委員会で諮り正式決定する
- 議決が必要なものは、定例会に議案上程する

【協議事項】

- 議会機能に関すること
- 議会の権能に関すること
- 議会運営に関すること
- その他

【会議経過】

回数	開催日	内容
第1回	平成19年11月9日	正副座長選任、運営方針
第2回	11月19日	運営方針の決定、検討テーマの決定、選挙公営費用負担
第3回	12月20日	選挙公営費用負担、政務調査費
第4回	平成20年1月21日	選挙公営費用負担の決定、政務調査費
第5回	2月21日	政務調査費の決定
第6回	3月25日	常任委員会の数・定数・任期、政務調査費の管理方法

第7回	4月23日	常任委員会の数・定数・任期、政務調査費の管理方法の決定
第8回	5月22日	新しいテーマの決定、反問権、自由討議
第9回	6月25日	反問権、自由討議
第10回	7月23日	当局への反問権付与の決定、自由討議の導入の決定、方法等は議会運営委員会に付託
第11回	9月29日	議会基本条例
第12回	平成21年1月13日	新正副座長の選任、議会運営委員会からの報告、※①、② 承認
第13回	2月17日	常任委員会の再編、補正予算審議における所管委員会の明確化
第14回	3月30日	常任委員会の2委員会再編の決定、補正予算審議における所管委員会の明確化の決定
第15回	4月14日	常任委員会の再編の決定
第16回	7月22日	まとめ(第2期)の協議・決定、試行の反問権・自由討議・一問一答方式の今後の対応、議会改革会議の今後の取組み

【検討項目と検討結果】

(1) 選挙公営費用負担について

[提案会派 政風会]

検討内容	各会派意見		結 果
ポスター作成 公費負担対象 の作成枚数と 作成単価の上 限 加算額 18万円で一致	市政クラブ	77枚 100枚では多い1.15倍	20年3月定例会において条例改正することで一致 作成枚数 77枚 作成単価 2,849円
	日本共産党	77枚にプラス 100枚では多い	
	公明党	枚数は1.15倍	
	新政クラブ	77枚	
	政風会	公費負担について全議員で議論	
平成クラブ	100枚		

(2) 政務調査費について

[提案会派 日本共産党]

検討内容	各会派意見		結 果
政党の機関紙 の政務調査費	市政クラブ	党利党略で使われているので市民感情としては認められない	意見の一致に いたらず、従来

での購入	日本共産党	購入を可とする判例もある 地方議会で有益なものもある	どおり
	公明党	市民がもつイメージとして不可	
	新政クラブ		
	政風会		
	平成クラブ		

〔提案会派 日本共産党〕

検討内容	各会派意見		結 果
旅費の日当廃止、実費精算	市政クラブ	視察は勉強することが主目的 日当は必要	意見の一致に いたらず、従来 どおり
	日本共産党	研修視察費は公費、透明性が必 要 研修に日当は不必要	
	公明党	日当は必要	
	新政クラブ	宿泊費と食費の分離は事務煩雑	
	政風会	日当は必要 明細の分離困難	
	平成クラブ	日当は必要	

(3) 政務調査費の管理方法について

〔提案会派 日本共産党〕

検討内容	各会派意見		結 果
政務調査費の 管理は、各会派 かそれとも議 会事務局か	市政クラブ	会派管理だと一人会派は困る	意見の一致に いたらず、将来 的には会派で お願いすると して、現状は事 務局で管理
	日本共産党	各会派で管理し透明性を持つ	
	公明党	現状のまま	
	新政クラブ	会派だと見解が分かれる	
	政風会	事務局はチェック機関	
	平成クラブ	現状のまま	

(4) 常任委員会の数、定数、任期について

〔提案会派 市政クラブ〕

検討内容	各会派意見		結 果
来期の定数 1 6 人における 常任委員会の 数、定数、任期	市政クラブ	2 委員会で OK 今期スタート	正副座長会に 検討一任する 正副座長会で は意見の一致 にいたらず、各
	日本共産党	2 委員会制を勉強	
	公明党	2 委員会で妥当 今期中に決定	
	新政クラブ	来期に向けて議論	
	政風会	2 委員会 任期はこだわらない	

	平成クラブ	定数16人3委員会では無理	会派にて研究
--	-------	---------------	--------

(5) 反問権について

[提案会派 政風会]

検討内容	各会派意見		結 果
議会の使命である議論における論点・争点の明確化のための反問権の付与	市政クラブ	反問権は取入れる 議運で検討	当局への反問権の付与については、議会運営委員会で検討 ※①
	日本共産党	反問権は取入れる 議運で検討 行使時間についての議論が要	
	公明党	反問権は取入れる 議運で検討	
	新政クラブ	反問権は取入れる 議運で検討	
	政風会	反問権の導入 議運で検討	

(6) 自由討議の導入について

[提案会派 市政クラブ]

検討内容	各会派意見		結 果
議案内容を共通理解するため議員同士で討議し、賛否を表明	市政クラブ	自由討議を導入し委員会で実施	自由討議を導入し方法については、議会運営委員会で検討 ※②
	日本共産党	導入すべきであるが運用問題をもう少し検討	
	公明党	自由討議の導入 議運で検討	
	新政クラブ	自由討議の導入 議運で検討	
	政風会	自由討議の導入	

(7) 議会基本条例の制定について

[提案会派 日本共産党]

検討内容	各会派意見		結 果
議会基本条例の制定	市政クラブ	各派に持ち帰り 勉強する	勉強会を立ち上げていく
	日本共産党	議会活動の基本である条例制定	
	公明党	勉強する	
	新政クラブ	勉強してスタート	
	政風会	研修を含め勉強する	

(8) 常任委員会の再編について

[提案会派 市政クラブ]

検討内容	各会派意見		結 果
市立病院の民間移譲等にと	市政クラブ	2委員会 総務建設・福祉文教	総務建設と福祉文教の2委
	日本共産党	2委員会 総務建設・福祉文教	

もなう委員会の再編と名称、所管の変更	公明党	2委員会	総務建設・福祉文教	員会で一致
	新政クラブ	2委員会	総務建設・福祉文教	臨時会に条例
	政風会	2委員会	総務建設・福祉文教	改正上程 ※③

(9) 補正予算審議における所管委員会の明確化について

[提案会派 市政クラブ]

検討内容	各会派意見		結 果
補正予算審議における予算科目ごとの所管常任委員会の明確化	市政クラブ	総務市民委員会の申入れもあり 明確化を要望	事務局において補正予算項目ごとの担当一覧表を作成し提出
	日本共産党	別表等により節までを明確化	
	公明党	検討	
	新政クラブ	検討	
	政風会		

(10) その他

※①及び※② 議会運営委員会からの報告

○反問権について

1. 名称については、統一的な呼称として反問権とする
2. 議長あるいは委員長の許可を得るということで、全ての会議で認める
3. 反問できる者は、会議への出席者全員とする
4. 反問することができる範囲として
 - ・ 質問議員の考え方の提示の要求
 - ・ 質問に対して疑問があるとき
 - ・ 質問の意味が不明なときまたは質問内容の確認
5. 反問することのできる回数は、議長または委員長の裁量とする
6. 一般質問において反問権を行使した場合も、現状の質問時間70分のままとし、その後何か問題があれば協議をする

○自由討議について

1. 自由討議を導入実施する
2. 自由討議は委員会で実施する
3. 自由討議する議案等は、各派会議で各派からの要望により検討し、議会運営委員会であらかじめ決定する
4. 3. 議会運営委員会の開催は、総括質疑終了後とする
5. 自由討議は、各委員会における議案等に対する質疑等が全て終了した後、採決の前に実施する

6. 当局については、基本的には退席とするが傍聴も許可する

7. 試行の場合は、休憩中に実施し会議録は作成しない

○導入時期について

・3月・6月定例会において試行し、問題があれば検討していく

・本格導入については、9月定例会以降ということで進める。ただし、行使実績により実施を決める

・あくまで試行という部分からスタートするものであるから、改正・変更は可能であり、高浜モデルというものを作っていけばよい

・正式に実施する場合には、高浜市会議規則、高浜市議会委員会条例の改正、もしくは、議会基本条例の制定が必要である

○6月定例会現在の試行状況

反問権 平成21年3月・6月定例会においては、行使実績なし

自由討議 平成21年3月定例会 総務市民委員会 1議案実施

福祉教育委員会 1議案実施

6月定例会 実施なし

※③ 高浜市議会委員会条例の改正

平成21年第2回臨時会 平成21年5月14日(木)開会

議員提案で上程 全員賛成で可決

常任委員会の名称 総務建設委員会及び福祉文教委員会の2常任委員会に改正

委員の定数 各委員会 9人

所管 都市政策部は総務建設委員会に所管の改正

その他所要の規定の整備

○今後の方向

検討項目の(7)議会基本条例の制定については、勉強会を立ち上げていくとしているが、その方法等について今後協議していく必要がある

これは、行政において自治基本条例を制定するという方針が示されたことから、早急な対応が必要と考える

【議会改革会議を終えて】

第2期高浜市議会改革会議も2年近くの間、任意の会議にもかかわらず、ほぼ毎回全員の参加をいただき、16回の会議を重ね終えることができましたことにお礼申し上げます。この間に、森英男前座長の死去という大きな出来事があり、会議の開催も先送りにするなど、今後どのようにまとめていくか先行き不安でありました。

しかし、各議員の真剣な議会改革を推進するという想いにより、第2期の検討項目9項目のうち意見の一致にいたらず従来どおりは3項目、今後、勉強を進めていくが1項目という状況となっており、第1期議会改革会議からの懸案事項であります常任委員会の再編、試行ではあるが反問権の付与・自由討議の導入などを決定することができましたことは、各議員、各会派の議会を活性化しようとする結果であると考えます。

地方分権の本格化により、地方議会の役割の変化、行政ニーズの多様化、住民との協働の地域づくりなど議会を取り巻く大きな変化は、従来の慣例尊重、惰性になりがちな議会というなかにおいて、議会、議員活動を改めて考え直すよい機会となりました。

議会改革の検討内容に対して明確な答えがあるわけではなく、議員自らが自分で議会のありようを考えなければなりません。今後も議員は議会の本来の役割を考え、常に議会改革の志を持ち続けていくことが肝要であると思います。

高浜市議会改革会議

座長 岡本邦彦